

# 法人としての神戸製鋼、 虚偽表示で起訴

## 東京地検特捜部

ジャーナリスト  
大津 彬裕

神戸製鋼によるアルミや銅製品の品質データ改ざん問題を捜査していた警視庁は7月17日、法人としての神戸製鋼と、改ざんのあった3製造所の担当者4人を不正競争防止法違反（虚偽表示）の疑いで東京地検特捜部に書類送検した。

同法の虚偽表示は、公訴時効が5年なので、この4人は時効を迎えていない。2013年以降に担当していた。改ざんに関与したのは、役員経験者や社員約40人に上るとされているので、公平性を考慮して、起訴を求める「厳重処分」ではなく、検察に起訴の判断を委ねる「相当処分」の意見がつけられていた。

### 関与責任者4人は 起訴猶予

これを受けて警視庁と合同で捜査を進めてきた特捜部は19日、同罪で神戸製鋼を立川簡裁に起訴したが、改ざん



を直接指示したと確認された品質管理の責任者だった元幹部の4人は、不起訴（起訴猶予）にしたと発表した。

特捜部は、改ざんが約40年前の1970年代から長期間、会社ぐるみで組織的に繰り返されてきたことから、個人よりも法人の刑事責任を問えるかと判断したと見られ、神戸製鋼の検査データ改ざん事件は法廷で刑事責任が問われることになった。

簡裁は、罰金刑の罪や軽微な事件を審理する。不正競争防止法の虚偽表示は、違反行為者に加えて、法人の罰則規定（両罰規定）もあり、3億円以下の罰金が定められている。

神戸のような素材業界では、基準を満たさない製品を顧客の同意を得て出荷することは「トクサイ」（特別採用）と呼ばれ、取引上の「慣行」として扱われている。ところが、神戸製鋼では顧客の同意なく検査データを改ざんして製品を出荷することも「トクサイ」と呼んでいたという。

朝日新聞によると、「トクサイ」のほか神戸製鋼の複数の工場で「メイキング」という隠語が使われていたという元社員の話もあり、不正が組織ぐるみだった証拠と見られているという。

改ざんされた製品の出荷先は国内外の延べ688社に上り、新幹線や米航空機メーカー、ボーイング社も含まれている。取引先には海外企業も多く、米国の司法当局が調査に乗り出すなど

国際問題に発展、日本のものづくりの信頼をそこねた企業責任も大きい。

同じような事件としては、東洋ゴム工業の免震装置ゴム性能偽装事件があった。2017年に法人としての子会社で起訴され、罰金1000万円の有罪になった一方で、書類送検された同社幹部らは不起訴になっている（日経新聞）。

#### 《筆者紹介》

大津彬裕（おおつ・よしひろ）



東京教育大学卒。昭和37年読売新聞入社。社会部・外報部・解説部記者を経て、共同PR社顧問。元PRコンサルタント。慶応、玉川、相模女子大学非常勤講師を歴任。「ブランドは広告でつukれない」（翔泳社、共訳）など、著訳書多数。

